

2020年9月1日
LINE証券株式会社

「店頭外国為替証拠金取引約款」の一部改訂について

「店頭外国為替証拠金取引約款」を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1.改訂日

2020年9月28日

2.改訂内容

LINE FX口座における禁止事項について、既存の記載内容を変更し新たな条に集約いたしました。
また、証券口座とFX口座の同時口座開設等、お客様のお届け情報管理方法等の変更に向け、各約款同士の記載内容の統一化及び変更を行います。

3.対象書面

店頭外国為替証拠金取引約款

変更内容の詳細は次ページ以降の新旧対照表をご確認ください。
また、改定後の書面は、改定日以降「ご利用ガイド」よりご覧ください。

以上

店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

※改定箇所は下線部

旧	新
<p>第4条 (LINE FX口座の開設)</p> <p>1.お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FX を利用できる口座（以下、「FX 口座」といいます）の開設を申込むことができるものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 日本国内で利用可能な LINE アカウントをお持ちであること</p> <p>(3)～(9) (現行どおり)</p> <p>(11) 取引代理人、成年後見人、保佐人、補助人を選定していないこと</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3.お客様は、当社が定める方法により FX 口座の開設を申込むものとし、<u>当社は 1 項各号の基準および FX 口座開設審査基準に基づき</u> <u>口座開設の可否を審査するものとし、審査の結果、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は LINE FX を行えるものとします。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合であっても、当社はお客様に対しその理由を開示しないものとします。</u></p> <p><u>4.前項の審査の内容について、FX 口座の開設可否にかかわらず、一切開示を行わないもの</u> <u>とします。</u></p> <p>5.～6. (現行どおり)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条 (LINE FX口座の開設)</p> <p>1.お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FX を利用できる口座（以下、「FX 口座」といいます）の開設を申込むことができるものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 日本国内で利用可能な LINE アカウント <u>(本条第 6 項および第 7 項の要件を満たすものに限り)</u> <u>をお持ちであること</u></p> <p>(3)～(9) (現行どおり)</p> <p>(11) 取引代理人、成年後見人、保佐人、補助人を選定していないこと</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3.お客様が、当社が定める方法により 1 項各号を満たした申し込みがなされた場合、<u>当社の審査の結果、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は LINE FX を行えるものとします。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合であっても、当社はお客様に対しその理由および審査の内容を開示しないものと</u> <u>します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4.～5. (現行どおり)</p> <p>6.FX 口座の開設および利用に用いる LINE アカウントは、<u>お客様専用の LINE アカウントでなければならず、また、別人名義の口座(FX 口座か、それ以外の口座かを問いません)に</u> <u>使われているのと同じの LINE アカウントを</u> <u>使って当社に FX 口座を開設することまたは</u> <u>LINE FX を行うことはできないものと</u> <u>します。</u></p> <p>7.お客様が別途当社に証券取引口座を開設さ</p>

<p>第5条（書面の電子交付等）</p> <p>1.～6.（現行どおり）</p> <p>7.FX口座を閉鎖した場合または、お客様が当社所定の方式により、電子交付利用契約の終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受領した場合、電子交付利用契約は終了するものとしてします。なお、電子交付利用契約が終了した場合、当社は、第23条に従いFX口座を閉鎖できるものとしてします。</p> <p>8.～10.（現行どおり）</p> <p>（新設）</p>	<p>れている場合など、当社のサービスをご利用される場合、すべて同一のLINEアカウントで利用するものとしてします。</p> <p>第5条（書面の電子交付等）</p> <p>1.～6.（現行どおり）</p> <p>7.FX口座を閉鎖した場合または、お客様が当社所定の方式により、電子交付利用契約の終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受領した場合、電子交付利用契約は終了するものとしてします。なお、電子交付利用契約が終了した場合、当社は、第22条に従いLINE FXの利用の制限もしくは禁止またはFX口座の閉鎖を行うことができるものとしてします。</p> <p>8.～10.（現行どおり）</p> <p>第10条（LINE FXの取引にあたっての禁止事項）</p> <p>お客様は、LINE FXでのお取引等にあたり、以下の行為を行ってはならないものとしてします。第三者に以下の行為を行わせること、または第三者が以下の行為を行うことに協力することも同様としてします。</p> <p>(1)短時間に頻繁に取引を行い、他のお客様または当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす行為。</p> <p>(2)その時点の流動性と比べて、過度な取引を行い、他のお客様または当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす行為。</p> <p>(3)前各号のほか、当社のシステムまたはその運用に対して過大な負荷を強いる取引を行う行為。</p> <p>(4)LINE FX サイト等及び当社がLINE FXの取引のために提供する他のソフトウェアその他のシステム（以下あわせて「本取引システム」といいます。）を改変する行為。</p> <p>(5)LINE FXの取引を自動で行うソフトウェアまたはシステム等（以下「自動売買ソフト</p>
---	---

	<p>等」といいます。) もしくは本取引システム以外のツール等を使用した取引を行う行為(その合理的疑いのある行為を含みます)、または本取引システムを改変したソフトウェアその他のシステムまたは自動売買ソフト等を利用するよう他の顧客に勧誘する行為。</p> <p>(6)本取引システム、当社もしくはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等もしくはインターネットの脆弱性またはインターバンク市場等の混乱等を利用して、不当に利益を得ようとする行為。</p> <p>(7)他のお客様と同調した取引を行う行為。</p> <p>(8)市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行う行為。</p> <p>(9)口座名義人本人以外の第三者(二親等以内の親族を含みます)にお客様の口座で取引を行わせ、または口座名義を貸与する行為。</p> <p>(10)LINE FX の取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為</p>
<p>第 10 条～第 13 条 (現行どおり)</p>	<p>第 11 条～第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>第 14 条 (決済等に伴う不足金) 1.LINE FX の決済等により損失の額が FX 口座に差し入れている証拠金の現金残高の額を上回った場合、お客様は速やかに当該不足金額以上の現金を FX 口座に差し入れなければならないものとします。</p> <p>2.前項の不足金額が発生した場合、当社は任意で、お客様の FX 口座および証券口座において、取引注文および出金・出庫指示の新規受付を停止すること、ならびに既存の取引注文および出金・出庫指示を取り消すことができ</p>	<p>第 15 条 (決済等に伴う不足金) 1.LINE FX の決済等(ロスカット決済を含みますが、それに限られません。)により損失の額が FX 口座に差し入れている証拠金の現金残高の額を上回った場合、お客様は速やかに当該不足金額以上の現金を FX 口座に差し入れなければならないものとします。速やかにかかる入金となされない場合は、第 23 条第 1 項に従い、お客様は、直ちに当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。</p> <p>2.前項の不足金額が発生した場合、当社はお客様に通知することなく任意で、取引注文および出金指示の新規受付を停止すること、ならびに既存の取引注文および出金指示を取り消すことができるものとします。</p>

<p>きるものとしてします。</p> <p>3.速やかに不足金額以上の現金の差し入れがない場合であって、お客様が当社に証券取引口座を開設しており、証券取引口座内に現金残高がある場合、当社の任意で証券取引口座から FX 口座における不足金に対して充当できるものとしてします。</p> <p>4.前項の充当措置によってもなお不足金額があり、証券取引口座で株式等の資産をお預かりしている場合、お客様の計算で当該資産を処分した上で、前項の充当措置を行うことができるものとしてします。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 15 条～第 20 条 (現行どおり)</p>	<p>第 16 条～第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>第 21 条 (LINE FX 利用の禁止等)</p> <p>1.お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちにお客様の FX 口座における LINE FX の利用を制限もしくは禁止し、または FX 口座の閉鎖を行うことができるものとしてします。またその場合、当社は、必要と認められた範囲で、本約款に基づく義務の履行を停止できるものとしてします。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客様が第 4 条 1 項に定める FX 口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったこと、またはその後に満たさなくなったこと (ただし、口座開設後に 70 歳を超えたことを除きます) が判明し、当社が LINE FX の利用を不適切と認めた場合</p> <p>(3)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) お客様が短時間の取引を繰り返し行うこと等により、他のお客様または当社のカバ一取引等に著しい影響を及ぼすと当社が合理的に判断した場合</p> <p>(12) お客様がマーケットの流動性の低い状況において多額の取引を行うこと等により、</p>	<p>第 21 条 (LINE FX 利用の禁止等)</p> <p>1.お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちにお客様の FX 口座における LINE FX の利用を制限もしくは禁止し、または FX 口座の閉鎖を行うことができるものとしてします。またその場合、当社は、必要と認められた範囲で、本約款に基づく義務の履行を停止できるものとしてします。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客様が第 4 条 1 項および第 5 項から第 7 項に定める FX 口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったこと、またはその後に満たさなくなったこと (ただし、口座開設後に 70 歳を超えたことを除きます) が判明し、当社が LINE FX の利用を不適切と認めた場合</p> <p>(3)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) お客様が第 10 条による禁止行為の禁止等に違反したと当社が合理的に判断した場合</p> <p>(削除)</p>

<p>他のお客様または当社のカバー取引等に著しい影響を及ぼすと当社が合理的に判断した場合</p>	
<p>(13)～(16) (現行どおり)</p>	<p>(13)～(16) (現行どおり)</p>
<p>2.～3. (現行どおり)</p>	<p>2.～3. (現行どおり)</p>
<p>4.当社がお客様の LINE FX を禁止した場合、お客様は、直ちに当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>5.前項によりお客様が期限の利益を喪失した場合、お客様に何ら通知することなく、当社の任意により、お客様の計算においてすべての建玉を決済することができるものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>6.前項の決済の結果、決済代金に不足が生じた場合、お客様は、当社に対し直ちに当該不足金の弁済を行うものとし、弁済できない残債務については、第 14 条 2 項から 4 項までを準用するものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 23 条 (期限の利益の喪失および強制決済等) 1.以下のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、直ちに当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、当社は、お客様との間の一切の債権債務について、当社が有する債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。 (1)第 15 条第 1 項に定める入金が速やかになされない場合 (2)前条第 1 項に基づき当社がお客様の LINE FX の利用を禁止した場合 2. 前項各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様に何ら通知することなく、当社の任意により、お客様の計算においてすべての建玉を決済することができるものとします。また、その場合、当社は任意で、お客様の FX 口座</p>

<p>(新設)</p> <p>第 22 条 (口座閉鎖時の金銭の処理) 1.前条に基づき FX 口座を閉鎖する場合、金銭は出金先金融機関口座 (第 12 条に定めるものをいいます) 等への振込等により返還します。 2.~3. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (遅延損害金の支払い)</p>	<p>および証券取引口座において、取引注文および出金・出庫指示の新規受付を停止すること、ならびに既存の取引注文および出金・出庫指示を取り消すことができるものとします。 3.前二項の場合において、当社はお客様に通知することなく、以下の方法により得られた金銭を、法定の順序にかかわらず、適宜当該残債務の弁済に充当することができるものとします。 (1)お預かりしている現金および他の取引の保証金として差し入れられている現金 (2)お預かりしている有価証券 (他の取引の保証金として差し入れられている代用有価証券を含みます) をお客様の計算で任意に売却し、それにより得られた取得金から諸費用を差し引いた残高 (3)他の取引で保有している建玉についてお客様の計算で任意で反対売買し、それにより得られた取得金から諸費用を差し引いた残高</p> <p>第 24 条 (遅延損害金および回収の委託等) 1.お客様が所定の期限を過ぎても債務を履行しないときは、当社の請求により、履行期日の翌日から履行の日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。 2.当社は、お客様に対する債権の回収業務を第三者に委託すること、または、当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。</p> <p>第 25 条 (口座閉鎖時の金銭の処理) 1.第 22 条に基づき FX 口座を閉鎖する場合、金銭は出金先金融機関口座 (第 12 条に定めるものをいいます) 等への振込等により返還します。 2.~3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>LINE FX に関し、お客様が当社に対し債務の履行を怠ったときは、お客様は、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日（ともに当該日を含みます。）まで、当社が別途定める率による遅延損害金を支払うものとしします。</p>	
<p>第 24 条～第 26 条 （現行どおり）</p>	<p>第 26 条～第 28 条 （現行どおり）</p>
<p>第 27 条（免責事項） 1.当社は、次の損害については責を負わないものとしします。 (1)、(2)（現行どおり） (3) この約款または法令の定めに則って、取引もしくはサービスの提供が停止され、または取引内容が変更されたこと（第 8 条第 3 項に基づく約定の訂正もしくは取消を含みます）による損害 (4)～(9)（現行どおり） 2、3（現行どおり）</p>	<p>第 30 条（免責事項） 1.当社は、次の損害については責を負わないものとしします。 (1)、(2)（現行どおり） (3) この約款または法令の定めに則って、取引もしくはサービスの提供が停止され、または取引内容が変更されたこと（第 8 条第 3 項に基づく約定の訂正または取消を含みます）による損害 (4)～(9)（現行どおり） 2、3（現行どおり）</p>
<p>第 28 条～第 33 条 （現行どおり）</p>	<p>第 30 条～第 35 条 （現行どおり）</p>